

専有部分の家屋番号		110-2-1 ~ 110-2-104			
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	平成10年10月8日	所在図番号	余白
所在	川口市本町四丁目 110番地2				余白
建物の名称	ライオンズマンション川口第2				余白
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付 [登記の日付]		
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根8階建	1階	174.42	余白		
	2階	1015.17			
	3階	1009.67			
	4階	1009.67			
	5階	1009.67			
	6階	960.17			
	7階	910.67			
	8階	745.57			
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日		

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 m ²	登記の日付
1	川口市本町四丁目110番2	宅地	1725.18	昭和60年2月22日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0306000369882
家屋番号	本町四丁目 110番2の41		余白	
建物の名称	316号		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]	
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	3階部分 47.18	昭和54年2月7日新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付 [登記の日付]
1	所有権	10万分の863	昭和60年2月22日 敷地権 [昭和60年2月22日]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年9月30日 第44199号	原因 昭和57年9月18日売買 共有者 川口市本町四丁目12番13-316号 持分10分の6 赤塚 聰

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			川口市本町四丁目12番13-316号 10分の2 赤塚京子 川口市本町四丁目12番13-316号 10分の2 赤塚角一 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年7月8日 第29232号	原因 平成17年2月19日住所移転 共有者赤塚聰及び赤塚京子の住所 川口市本町 四丁目16-1002号
付記2号	1番登記名義人表示更正	[余白]	共有者赤塚聰及び赤塚京子の住所 川口市本町 四丁目4番16-1002号 平成17年7月15日受付 第30062号 登記官の過誤につき職権更正
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	赤塚角一持分全部移転	平成17年7月8日 第29233号	原因 平成17年3月18日相続 共有者 川口市本町四丁目16-1002号 持分10分の2 赤塚 聰
付記1号	2番登記名義人表示更正	[余白]	住所 川口市本町四丁目4番16-1002号 平成17年7月15日受付 第30062号 登記官の過誤につき職権更正
3	共有者全員持分全部移転	平成17年7月26日 第31356号	原因 平成17年7月25日売買 共有者 川口市本町四丁目4番16-501号 持分10分の6 石内佐千子 川口市本町四丁目4番16-501号 10分の4 石内 佑果
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和4年8月25日 第28427号	原因 平成29年5月5日住所移転 共有者石内佐千子の住所 川口市青木四丁目2 1番21-108号インプレスト川口青木
付記2号	3番登記名義人住所、氏名変更	令和4年8月25日 第28428号	原因 平成25年9月8日氏名変更 平成28年6月27日住所移転 共有者石内佑果の住所氏名 川口市青木四丁目 21番21-102号インプレスト川口青木 石井 佑果
4	共有者全員持分全部移転	令和4年8月25日 第28429号	原因 令和4年8月25日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ
5	所有権移転	令和5年8月25日 第31462号	原因 令和5年8月25日売買 所有者 東京都練馬区練馬三丁目25番10号 株式会社TKコンサルティング

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年9月30日 第44201号	原因 昭和57年9月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金580万円 利息 年6.5% 損害金 年(365日当り) 14.5% 債務者 川口市本町四丁目12番13-316 号 赤塚 聰 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 東京住宅センター) 共同担保 目録(イ)第4667号 順位3番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和57年9月30日 第44202号	原因 昭和57年9月16日金銭消費貸借同月 30日設定 債権額 金100万円 利息 月0.66% 損害金 年14% 債務者 川口市本町四丁目12番13-316 号 赤塚 聰 抵当権者 大阪市北区中之島二丁目2番5号 住友生命保険相互会社 共同担保 目録(イ)第4668号 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
3	1番抵当権抹消	平成11年10月1日 第42010号	原因 平成11年8月10日弁済
4	2番抵当権抹消	平成17年1月21日 第3037号	原因 昭和62年3月28日弁済
5	根抵当権設定	令和4年8月25日 第28430号	原因 令和4年8月25日設定 極度額 金2,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 根抵当権者 さいたま市浦和区常盤七丁目4番 1号 株式会社埼玉りそな銀行 (取扱店 戸田支店)
6	5番根抵当権抹消	令和5年8月25日 第31461号	原因 令和5年8月25日放棄
7	抵当権設定	令和5年8月25日 第31463号	原因 令和5年8月25日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金2,200万円 利息 年3.80%(年365日の日割計算) 損害金 年14.0% 債務者 東京都練馬区練馬三丁目25番10号 株式会社TKコンサルティング 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社セゾンファンデックス



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。
 (さいたま地方法務局川口出張所管轄)
 令和5年9月7日
 東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義明



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。